

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

当町防災ハザードマップは下図のとおり。津波浸水予測区域・土砂災害警戒区域等の場所を指定し、避難場所を指定している。

(津波：ハザードマップ)

平成25年3月に香川県が発表した地震・津波被害想定によると、±20cm海面変動開始時間は地震発生から早いところで約30分後、最高津波到達時間は地震発生から約200分後と予測されている。当町の最高津波水位予測は下記となっている。

【積浦漁港…海拔2.4m】 【直島（本村）港 …海拔2.7m】 【宮浦港 …海拔3.1m】

今回示されている津波の浸水予測の想定は㊦・㊧

㊦地震がモーメントマグニチュード (Mw) 9.1という規模で発生

㊧ “満潮時” に「最大クラスの津波」が襲来

(土砂災害：ハザードマップ)

当町では、『土砂災害警戒区域』・『土砂災害特別警戒区域』をハザードマップに表示しています。

㊦土砂災害警戒区域は、がけ崩れや土石流などが発生するおそれがある区域

㊧土砂災害特別警戒区域は、警戒区域の中でも、土石流などで建物が破壊され、大きな被害が生じるおそれがある区域

(地震動予測等)

- (1) 想定地震1：南海トラフで発生する地震（最大クラスのもの） 当町では、震度5強～6弱、一部で震度6強と予測されている。
- (2) 想定地震2：南海トラフで発生する地震（発生頻度の高いもの） 当町では、震度3以下から震度5弱、一部で震度5強と予測されている。

被害予測結果

(1) 想定地震1：南海トラフの地震（最大クラス）

○ 当町での建物被害が最も多くなる、冬18時における全壊棟数は、50棟と予測されている。内訳は、揺れによるものが20棟、液状化によるものが20棟、津波・急傾斜地崩壊・地震火災によるものが10棟である。

○ 人的被害が最も多くなる冬深夜での死者数は30人、負傷者数は150人と予測されている。

(2) 想定地震2：南海トラフの地震（発生頻度の高いもの）

○ 当町での建物被害が最も多くなる、冬18時における全壊棟数は、10棟と予測されている。内訳は、全て液状化によるものである。

○ 人的被害が最も多くなる夏12時での死者数及び冬深夜の負傷者数は極めて少ないと予測されている。

(ため池)

当町には、県の指定するため池重要水防区域である、防災重点農業用ため池が17箇所ある。

(その他)

当町においても、過去台風や豪雨による災害が発生している。

平成16年の台風23号による豪雨災害では、高潮による床上浸水、床下浸水、土砂流入、土石流による土砂災害など多数の災害が発生している。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国のかつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数：198者（令和3年経済センサス）
- ・ 小規模事業者数161者（令和3年経済センサス）

	令和3年			
	商工業数	小規模事業者数	構成比	備考
建設業	22	21	95%	町内全体に分布
製造業	7	3	43%	島北部にある製錬所付近に立地
卸・小売業	31	21	68%	町内全体に分布
飲食・宿泊業	77	68	88%	町内全体に分布
サービス業他	61	48	79%	町内全体に分布
計	198	161	81%	

当会管内商工業者・小規模事業者の規模(令和3年経済センサスより)

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・ 地域防災計画の策定
- ・ 自主防災組織への補助金の交付及び自主防災組織による防災訓練の実施
- ・ 香川県シェイクアウト訓練への参加
- ・ 防火備品の備蓄
- ・ 直島町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国・香川県の施策の周知・策定支援
- ・ 直島町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・ 事業継続力強化計画の策定支援
- ・ 直島町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・ 防火備品の備蓄

II 課題

当会と当町との間で細かな対応方針等の協議がなされていない。

- ① 被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋の協力などの処理すべき事務や業務の具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ② 平時・緊急時の対応を推進する専門的ノウハウ・知識を有している人員がいない。
- ③ 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策に対して保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

1. 事業者BCPの策定支援を行う。
2. 地区内小規模事業者に対して災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
3. 発災時、非常時における連絡体制を円滑に行うために、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
4. 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制・関係機関との連携体制を平時から構築する。
5. 緊急時の対応を推進する専門的ノウハウ・知識を有する人材の育成を実施する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・ 「直島町地域防災計画」及び「直島町商工会事業継続計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回指導時に、当町のハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入・行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 当会の会報やホームページ、当町広報等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和6年3月に事業継続計画を作成（別添参照）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等の取組状況を確認する。
- ・ 連絡会（構成員：当町、当会、学識経験者）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度6弱、一部で震度6強（当町の予測最大震度）の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。（災害用伝言ダイヤル171、香川県商工会ネットワーク、商工会災害システム、またはSNS等を利用して職員の安否や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認し、当会と当町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。たとえば、職員自身の目視で命の危険を感じるほどの降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

大規模な被害がある	・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

【被害規模の目安は以下を想定】

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する

報告フォーマット

実態調査票

別表 1

R4.9改定

	年
	月
	日までの情報

被害総額(自動計算)		¥0
内訳	2次(工業)	¥0
	3次(商業)	¥0
	その他	¥0

(単位:千円)

事業者規模	従業員数	被害総額 (単位:千円)	内訳				被害状況	保険・共済加入状況		直近5年間で同等の被害の有無	防災・減災対策の有無	経済産業局記入欄		その他中小企業長官の求める事項
			土地	建物	機械設備	商品、原材料、仕掛品等		加入の有無	保険金等見込額			事業継続力強化計画の認定の有無	過去のグループ補助金等の活用の有無	
(中堅、中小、小規模) ※任意	(組合の場合 は組合員数) ※任意	【必須】 事業の再建に必要な額(おおよそ500万)	※任意 増植土砂排除費・整地費(事業用資産に限る)	※任意 事業用資産に限る	※任意	※任意 被災状況がつかめる内容があれば記載(記載例) ・二階建て建物が全壊(半壊、床上浸水、床下浸水、全焼、半焼) ・約20㎡の倉庫のトタン屋根が吹き飛んだ	※今回の災害(地震、水害等)にかかる損害を補償する保険・共済	※任意			※「有」の場合、止水板の設置、耐震補強等、対策の内容を記載。	事業継続力強化計画の認定の有無	過去のグループ補助金等の活用の有無	

＜４．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、直島町まちづくり観光課と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や香川県、当町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・国・香川県等の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や香川県と連携して、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、国や香川県と連携して、他の地域からの応援派遣等を検討する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する

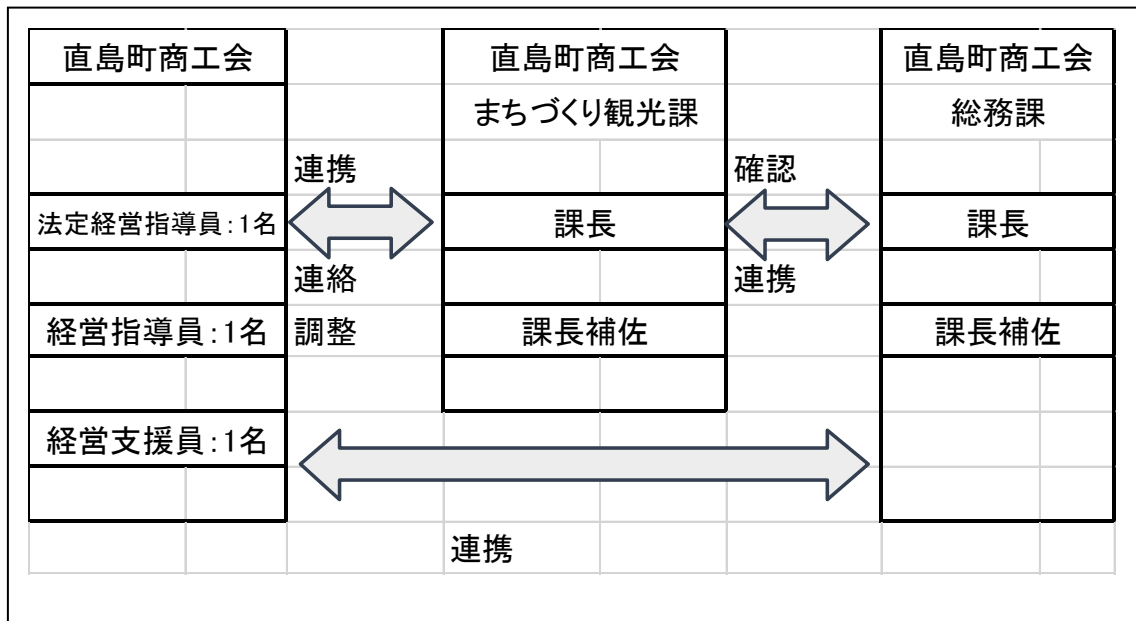
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年4月現在)

- (1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 橋本 美穂 (連絡先は後述 (3) ①参照)

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

- ①商工会／商工会議所

直島町商工会

〒761-3110 香川県香川郡直島町2249-22

TEL:087-892-2849/FAX:087-892-3327

E-mail : naoshima@shokokai-kagawa.or.jp

- ②関係市町

直島町まちづくり観光課

〒761-3110 香川県香川郡直島町1122-1

TEL:087-892-2020/FAX:087-892-3888

E-mail : matidukuril@town.naoshima.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ・チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、香川県交付金、直島町補助金、事業受託費、受益者負担金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等